

# 富田認定こども園 園則（運営規程）

## （施設の目的及び運営の方針）

第1条 施設の概要は、次のとおりとする。

(1) 名称 富田認定こども園

(2) 所在地 高槻市昭和台町一丁目1番1号

2 富田認定こども園（以下「本園」という。）の目的は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うものとする。

3 本園は、乳幼児期の発達の特性を把握し、子ども自らが主体的な活動ができるよう、教育及び保育の充実を図るとともに、家庭及び地域と協力し、子どもたちの健やかな育ちを実現していくものとする。

4 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、認定こども園法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び高槻市認定こども園の認定の要件及び基準を定める条例（平成31年条例第19号）及び、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「認定こども園運営基準」という。）その他の関係法令を遵守して運営する。

## （提供する教育・保育の内容）

第2条 本園の教育課程その他の教育・保育の内容は、前条第4項の諸法令及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号。以下「教育・保育要領」という。）に基づき、次のとおりとする。

(1) 本園では、0歳から小学校就学前までの子どもたちが在籍するため、認定こども園としてその育ちの連續性を踏まえた教育・保育を充実させ、豊かな環境を構成していく。

(2) 発達が未熟な時期から言葉を獲得し協同作業ができるようになるまで、集団生活の様々な経験を通して、社会性を身に付け豊かな人間関係を築けるように成長を促す。

(3) 日々の教育・保育にあたっては、子ども一人ひとりの要求を十分に満たせるよう、状態や個人差などに配慮し、取り組む。

(4) 子どもの成長が促進されるよう、本園と家庭が常に連携して取り組んでいく。

(5) 食事の提供について、本園の給食では一日に必要な栄養量として、0歳児（離乳食以外）から2歳児までは50%程度、3歳児から5歳児までは45%程度を摂取できる内容とする。  
なお、食物アレルギー対応については、除去が必要な場合は、事前申し出を経て原因食品を可能な範囲取り除いた除去食提供を行い、個人献立が必要な場合は弁当持参を依頼する。

2 前項の取り組みにより目指す子ども像は、次のとおりとする。

- 命を大切にする子ども
- 健康で心豊かな子ども
- 遊びや生活に意欲的に取り組む子ども
- 自分も友達も大切にする子ども

### (子育て支援)

第3条 本園は、園の保護者と常に密接な関係を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便り等を通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 本園は、子育て支援事業として次の事業を実施する。

- (1) 子育て相談事業
- (2) 園庭開放事業

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本園に置く職員組織は、認定こども園法その他の関係法令及び認定こども園運営基準を踏まえ、次のとおりとする。なお、員数は園児数等により変動する場合がある。

- (1) 園長 1名 園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 副園長等 1名以上 園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
- (3) 保育教諭 1~4名以上 園児の教育及び保育をつかさどる。
- (4) 保健担当者 1名以上 園児の健康管理をつかさどる。
- (5) 栄養士 1名 給食献立の作成、栄養計算等を行う。
- (6) 調理員 2名以上 献立に基づく調理業務及び食育活動等を行う。
- (7) 園務員 1名以上 園内の環境整備及び諸行事の補助を行う。
- (8) 学校医 1名以上 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談、指導を行う。
- (9) 学校歯科医 1名以上 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談、指導を行う。
- (10) 学校薬剤師 1名 園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談、指導を行う。
- (11) その他 1名以上 教育・保育の補助を行う。

### (学年及び学期)

第5条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日 から 10月第3週の日曜日 まで
- (2) 後期 10月第3週の月曜日 から 翌3月31日 まで

### (教育・保育を行う日及び時間等)

第6条 本園の教育・保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日、12月29日から12月31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

2 支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の特定教育・保育の提供を行わない日を加える。ただし、園行事等、園長が必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 土曜日
- (2) 夏期休業期間 7月21日 から 8月31日 まで
- (3) 冬期休業期間 12月25日 から 翌1月 8日 まで
- (4) 学年末休業期間 3月23日 から 3月31日 まで
- (5) 学年始休業期間 4月 1日 から 4月 9日 まで
- (6) 創立記念日 4月 1日

3 教育・保育を行う時間は次のとおりとする。ただし、園行事等、園長が必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 教育標準時間認定に関する教育時間 午前9時から午後2時まで（水曜日以外）及び  
午前9時から午前11時30分まで（水曜日）

ただし、教育課程に係る教育時間の終了後に、幼児の心身の健全な発達を図るために希望する幼児を対象に教育課程外の教育活動を行う場合は、原則午後2時から午後4時までの範囲内で実施する。

- (2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間） 午前7時30分から午後6時30分まで  
ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、原則午後7時までの範囲内で時間外保育を実施する。

- (3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間） 午前8時から午後4時まで もしくは  
午前8時30分から午後4時30分まで もしくは 午前9時から午後5時まで のいずれか  
ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、原則午前7時30分から午後7時までの範囲内で時間外保育を実施する。

#### （保育料等）

第7条 本園においては、高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和3年条例第46号）及び、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）第13条第1項により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

2 本園においては、基準府令第13条第4項により、次のとおり実費を徴収する。

- (1) 1号子どもの給食費 月額3,000円  
(2) 保育時間の認定を受けた3歳児クラス以上の園児の給食費 月額5,800円  
(3) その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適當と認められるもの 園長が定める額

3 前条第3項第1号ただし書きに基づく教育課程外の教育活動を行った場合の利用料は、園児1人につき1回200円とする。

4 前条第3項第2号及び第3号ただし書きに基づく時間外保育を行った場合の時間外保育料は、園児1人につき30分までごとに200円とする。ただし、園児の保護者から時間外保育の利用前に申し出があるときは、その申し出た時間（午前7時30分から午後7時までの間に限る。）に限り、時間外保育料の月額を1日につき30分までごとに2,000円とすることができる。

#### （子どもの区分ごとの利用定員）

第8条 本園の支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間の認定を受けた園児 24人  
(2) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上（3歳児クラス以上）の者 106人  
(3) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳未満（3歳児クラス未満）の者 46人

#### （利用の開始及び終了に関する事項等）

第9条 本園は、市町村から教育・保育給付認定を受けた1号子どもの保護者から利用の申し込みを受けたときは、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 利用定員に空きがない場合  
(2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合  
(3) その他児童の受け入れにあたり自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合

- 2 前項第2号の場合、基準府令第6条第2項により、抽選、申し込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、保育時間の認定を受けた者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定される。
- 4 本園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、基準府令第7条により、できる限り協力する。
- 5 利用者及び本園は、利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認の上、利用に係る契約を結ぶものとする。
- 6 退園又は休園しようとする1号子どもは、教育・保育給付認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- 7 本園は、次に掲げる場合に特定教育・保育の提供を終了する。
  - (1) 園児が小学校に就学した場合
  - (2) 支援法第24条第1項第2号又は第3号に基づき教育・保育給付認定が取り消された場合
  - (3) 教育・保育給付認定保護者から本園の利用の取り消しの申し出があった場合
  - (4) 市町村が本園の利用の継続が不可能であると認めた場合
  - (5) その他、利用の継続において重大な支障又は困難が生じた場合

**(緊急時における対応方法及び非常災害対策)**

- 第10条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練を行う。
- 2 本園は、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法及び基準府令に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

**(虐待の防止のための措置に関する事項)**

- 第11条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、定期的な職員研修その他虐待防止のための必要な措置を講じる。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から 施行する